

# 議第71号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

## 1 制定の趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の一部改正に伴い、国家公務員に準じて職員の定年年齢を引き上げるなど、関係条例の規定の整備をします。

## 2 定年年齢の引上げの趣旨

少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口の減少が続いている中で、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を60歳以前と同様に本格的に活用することが不可欠となっています。

このような状況を踏まえ、定年年齢の引上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代の職員に知識、技術、経験等を継承しようとするものです。

## 3 この条例で整備する主な内容

### 【定年引上げに伴う段階的措置イメージ】

誕生年度	現行	定年の段階的引上げ ※◎は現行の定年									
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
S37年度 生まれ	60歳 定年 退職	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳					
S38年度 生まれ	59歳	60歳 ◎	61歳 定年 退職	62歳	63歳	64歳	65歳				
S39年度 生まれ	58歳	59歳	60歳 ◎	61歳	62歳 定年 退職	63歳	64歳	65歳			
S40年度 生まれ	57歳	58歳	59歳	60歳 ◎	61歳	62歳	63歳 定年 退職	64歳	65歳		
S41年度 生まれ	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年 退職	65歳 暫定 再任用	
S42年度 生まれ	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳 ◎	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年 退職

### (1) 定年年齢の引上げ

令和5年4月から職員の定年を1歳ずつ段階的に引き上げ、最終的には65歳（医師及び歯科医師は現行の定年が65歳のため、最終的な定年は70歳）とします。

このため、この間、結果的に定年退職者が2年に一度しか生じないこととなります。

## (2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持するため、課長級以上の職（以下「管理職」といいます。）を占める職員については、原則として、60歳に達した日以後の最初の4月1日（以下「特定日」といいます。）に、管理職以外の職に降任します。ただし、次に掲げる場合には、特定日以後も引き続き管理職として任用することを可能とします。

ア 職務の遂行上の特別の事情がある場合や職務の特殊性によりそのポストの欠員の補充が困難である場合 特定日以後も元々就いていた管理職に引き続き留任させることが可能（最長3年）

イ 特定の管理監督職グループ（職務の内容が相互に類似する複数の管理職で、職員の年齢構成その他のこれらの欠員を容易に補充することができない特別な事情があるもの）に属する管理職を占める場合 元々就いていた管理職に引き続き留任させるか、同一のグループに属する他の管理職に降任又は転任をすることが可能

## (3) 定年前再任用短時間勤務制の導入

定年年齢の引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中で、60歳以上の職員について、健康上や人生設計上の理由等による多様な働き方を可能とするニーズに対応するため、60歳に達した日（以下「60歳到達日」といいます。）以後、引き上げられた定年前に退職した職員について、本人の意向を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員として、短時間勤務の職に採用（任期は引上げ後の定年年齢の年度末まで）するものです。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、給与の仕組み等は、現行の再任用短時間勤務職員と同様となります。

また、現行の再任用職員制度については、廃止となりますが、令和13年度末の定年年齢の段階的な引上げ完了時まで、「暫定再任用職員制度」に移行して残ることになります。

## (4) 特定日以後の給与等の取扱い

ア 特定日以後の職員の給料月額は、当分の間、原則として、特定日前に受けていた給料月額の7割水準とします。

イ 退職手当については、引き上げられた定年前に退職することを選択した職員が不利にならないよう、当分の間、特定日以後で引き上げられた定年退職日前に退職した場合であっても、定年退職した場合に適用される支給率により算定します。

## (5) 情報提供・意思確認制度の新設

任命権者は、当分の間、職員の60歳到達日が属する年度の前の年度に、60歳到達日以後の任用、給与、退職手当等に関する情報を提供するものとし、職員の60歳到達日の翌日以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとします。

## 4 条例の主な改正内容等

### (1) 改正する条例

条例名	主な改正内容
一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第1条）	定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備をします。
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（第2条）	再任用制度の廃止に伴う規定及び管理監督職勤務上限年齢の特例任用に該当する職員に係る規定の整備をします。
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（第3条）	管理監督職勤務上限年齢の特例任用に該当する職員に係る規定の整備をします。
呉市職員の定年等に関する条例（第4条）	「3 この条例で整備する主な内容（「(4) 特定日以後の給与等の取扱い」を除く。）」に記載する規定の整備をします。
呉市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（第5条）	減給において減ずる額の基礎となる給料月額を発令の日に受けるものとする等の規定の整備をします。
呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（第6条）	定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備をします。
呉市職員の育児休業等に関する条例（第7条）	定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定及び管理監督職勤務上限年齢の特例任用に該当する職員に係る規定の整備をします。
呉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第8条）	定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備をします。
呉市職員の給与に関する条例（第9条・第10条）	定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定及び原則として特定日以後の給料月額を7割水準とする規定の整備をします。
呉市職員退職手当支給条例等（第11条～第13条）	定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備をします。

### (2) 廃止する条例

条例名	
呉市職員の再任用に関する条例（第14条）	現行の再任用制度を廃止します。

## 5 施行期日

令和5年4月1日（一部については、公布の日又は令和4年10月1日）